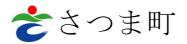
# さつま町人事行政の運営等の状況について

令和2年4月



# 1 目的等

地方公務員法の一部改正に伴い,地方公共団体の職員の人事行政の運営等の状況について公表することが義務付けられました。

本町においても、平成17年7月に「さつま町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況を公にすることによって、その公正性と透明性を高めることを目的としており、これに基づき、職員の給与や職員数、勤務条件などの状況を公表するものです。

#### 2 公表項目

さつま町	人事行	政の運	党等	0)	狀況
C > 6.11	/ <b>\</b>		. 🗀 🤼	V > 1	レトレ

	I	職員	0	任1	免力	及	U.	職	員	数	に	関	す	る	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
]	П	職員	0)	給-	与(	か;	伏	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
I	II	職員	0)	勤	簩昍	寺	間	そ	の	他	0)	勤	務	条	件	0	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	14
I	V	職員	0)	分[	限力	及	U,	懲	戒	処	分	0)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
7	V	職員	0	服	務の	か;	伏	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
7	Л	職員	0	研化	修]	及	(V	勤	務	成	績	0)	評	定	(T)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
7	/ <b>II</b>	職員	0	福	址》	及	(V)	利	益	の	保	護	0)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
公3	<b>平委</b>	員会	0)	事	務の	D =	委	託	を	受	け	た	県	人	事	委	員	会	O)	業	務	状	況					
	I	勤務	条	件(	こ	類,	す	る	措	置	0)	要	求	0	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
]	П	不利	益	処	分り	[]	関	す	る	不	服	申	立	て	(T)	状	況	•	•	•		•	•	•	•	•	•	24

# さつま町人事行政の運営等の状況

#### I 職員の任免及び職員数に関する状況

# 1 職員の任免に関する状況

#### (1) 採用の状況

平成30年度の職員採用は13名(一般行政職7名,歯科衛生士1名,土木技師1名, 畜産技師1名,消防職3名)でした。

# (2) 退職の状況

平成30年度には、10人の職員が退職しました。その内訳は下表のとおりです。

区分	定年	勧奨	早期	普通	分限	懲戒	死亡	再任用後の	計
<u></u>	退職	退職	退職	退職	免職	免職	退職	離職	ĒΙ
さつま町	5		4	1					1 0

# (3) 再任用の状況

定年退職者等を従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職若しくは短時間勤務の職(1週間あたり31時間以内)に採用することができます。

なお、平成30年度の採用実績は13名でした。

# 2 職員数に関する状況

平成31年4月1日現在の職員は331人であり、前年と比較して1人増加しています。

(各年4月1日現在)

		区	分		職	員	数(	人)			対前年	増減数	(人)	
部	門			平26	平27	平28	平29	平30	平31	平27	平28	平29	平30	平31
	福	議	会	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0
	祉	総	務	69	66	68	69	64	66	Δ 3	2	1	Δ 5	2
	係	税	務	21	21	22	22	22	22	0	1	0	0	0
	関係を除	労	働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普	 	農村	木水産	45	44	41	41	42	39	Δ 1	△ 3	0	1	△ 3
	— <sub>他</sub> 几	商	エ	6	7	7	7	8	7	1	0	0	1	Δ 1
通	般 行	土	木	16	14	16	15	15	17	Δ 2	2	Δ 1	0	2
	政	小	計	160	155	157	157	154	154	△ 5	2	0	Δ 3	0
会	福	民	生	15	15	16	17	20	21	0	1	1	3	1
	祉 関	衛	生	25	23	23	23	19	19	△ 2	0	0	△ 4	0
計	係	小	計	40	38	39	40	39	40	Δ 2	1	1	Δ 1	1
	_	般行政部	部門計	200	193	196	197	193	194	△ 7	3	1	△ 4	1
		教	育	60	57	57	56	51	52	△ 3	0	Δ 1	△ 5	1
		消	防	42	42	45	46	48	48	0	3	1	2	0
		普通会詞	计計	302	292	298	299	292	294	△ 3	3	0	△ 3	1
公		病	院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業等会計		水	道	8	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0
業生		交	通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会		下 水	道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 部		その	他	29	24	24	25	30	29	△ 5	0	1	5	Δ 1
門		小	計	37	32	32	33	38	37	△ 5	0	1	5	Δ 1
<u>41</u>	<u></u> -	合	計	339 [354]	324 [338]	330 [338]	332 [338]	330 [338]	331 [338]	△ 15	6	2	Δ 2	1

<sup>(</sup>注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

<sup>2 [ ]</sup>内は,条例定数の合計である。

# Ⅱ 職員の給与の状況 ( さつま町職員の給与・定員管理)

#### 1 総括

#### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(平成31年1月1日)	A		В	B/A	平成29年度の人件費率
20年産	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	21, 398	14, 291, 325	821, 528	2, 886, 265	20. 2	19.8

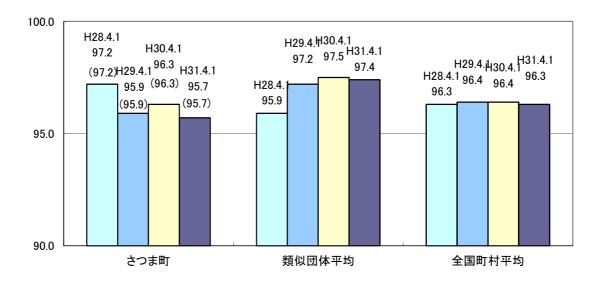
#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	給		与	費
	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人	千円	千円	千円	千円
30年度	292	1, 192, 344	137, 284	479, 184	1, 808, 812

(参考) 一人当たり	(参考)類似団体平均
給与費 B/A	一人当たり給与費
千円	千円
6, 195	5, 608

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額 を100として計算した指数。
  - 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域 手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用い て補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇 している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

		2000 11 1	@100 Z /U	<i>"</i> пс <i>У</i>	٠,	C 沙程田及 U 欧 日 4 )	
該当	なし						

#### (4) 給与改定の状況

①月例給

		人事院委員	員会の勧告		
区分	民間給与	公務員給与	格差	勧告	給与改定率
	A	В	A - B	(改定率)	
30年度	円	円	円	%	%
30年度	_	_	_	_	_

(参考) 国の改定	率
	%
_	

(注)「民間給与」,「公務員給与」は人事委員会勧告においての公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末·勤勉手当)

		人事院委員	員会の勧告		
区分	民間の支給	公務員の支給	格差	勧告	年間支給月数
	割合 A	月数 B	A - B	(改定月数)	
30年度	月	月	月	月	月
30年度	_	_	_	_	_

(参考) 国の年間 支給月数	•
	月
_	

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合, 「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の 年間支給月数である。

# (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組む とされている。

①給料表の見直し



未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで) (四谷) 一般 1 政権の結合をいて、国の兄直に四谷を踏まえ、千均 2 %5 の経過措置 (現給保障) を実施。 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他見直し内容

55歳を超える職員について、標準の勤務成績では昇給停止(平成28年4月1日実施)

# 2 職員の平均給与月額,初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢, 平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

#### ①一般行政職

0 7011177171				
区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
さつま町	44.3 歳	324,800 円	359, 511 円	345, 673 円
鹿児島県	44.4 歳	318,800 円	390,889 円	351,698 円
玉	43.4 歳	329, 433 円	- 円	411, 123 円
類似団体	40.8 歳	304,960 円	369,422 円	332,600 円

#### ②技能労務職

			公 務	員			民 間		参 考
区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	対応する民間	平均年齢	平均給与月額	A/B
	十岁平町	- 概貝数		(A)	(国比較ベース)	の類似職種	十岁十페	(B)	A/ D
さつま町	50.4歳	20人	336, 300円	358, 440円	353,940円	_	_	_	_
うち衛生作業	49.3歳	6人	335, 300円	365,000円	360,700円	廃棄物処理業	45.9歳	296,600円	1.23
うち給食調理	53.1歳	6人	339, 200円	344, 683円	340, 283円	調理士	44.7歳	200,800円	1.72
うち用務員	49.3歳	8人	334,900円	363,825円	359, 125円	用務員	55.6歳	211,600円	1.72
鹿児島県	54.7歳	244人	326, 200円	371,657円	349,829円	_	_	_	_
国	50.9歳	2,431人	287, 312円		329, 380円	_	_	_	_
類似団体	51.3歳	9人	277,711円	300,028円	287,774円	_	_	_	_

		参 考					
区分		年収ベース(試算値)の比較					
		公務員	民間	C/D			
		(C)	(D)	C/D			
さつま町	ſ	_					
うち衛生作	業員 (	6,018,000円	4, 102, 900円	1.47			
うち学校給	食員	5,771,796円	2,721,100円	2. 12			
うち用務	員 (	6,020,100円	2,883,400円	2.09			

- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成28~30年の3ケ年平均)。
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に 一致しているものではない。
- ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区	分	さつま町	鹿児島県	国		
一般行政職	大 学 卒	170, 100 円	181, 200 円	180,700 円		
	高 校 卒	148,600 円	149,000 円	148,600 円		
技能労務職	大 学 卒	163,300 円	_	_		
	高 校 卒	143,800 円	155,900 円	_		

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

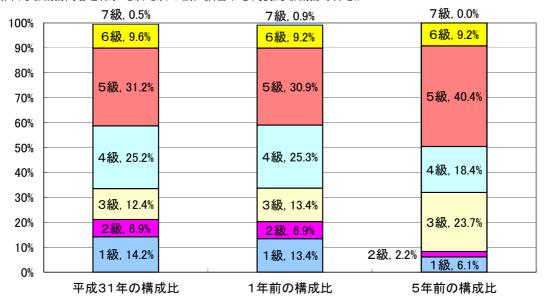
\ <u>U/</u>	/ 1900 E 07   300 1 30 10 1		1 1 TEV1   201	アンフィ	10K*/10/10 ( 1 //// O		71 T H 2011-1					
	区		分		経験年数10	年	経験年数20年		経験年数25年		経験年数30年	
F	般行政職	大	学	卒	241, 844	円	336, 300	円	367, 533	円	388, 275	円
		高	校	卒	202, 850	円	292, 425	円	348, 850	円	376, 780	円
ħ	定能労務職	大	学	卒	_	円		円		円		円
		高	校	卒	_	円	_	円	322, 433	円	344, 175	円

#### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7	級	高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う課長,議会事務局長,各委員会の事務局長の職務又はこれらに相当する職務	1	0.5	362, 900	444, 900
6	級	課長,議会事務局長,各委員会の事務局 長の職務又はこれらに相当する職務	21	9.6	319, 200	410, 200
5	級	1 課長補佐の職務又はこれに相当する職務 2 主幹の職務又はこれに相当する職務	68	31. 2	288, 900	393, 000
4	級	1 係長の職務又はこれに相当する職務 2 主査の職務又はこれに相当する職務	55	25. 2	263, 000	381, 000
3	級	主任の職務又はこれに相当する職務	27	12. 4	230, 000	350, 000
2	級	相当高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う主事若しくは技師の職務又はこ れらに相当する職務	15	6. 9	194, 000	304, 200
1	級	1 定型的な業務を行う主事補若しくは 技師補の職務又はこれらに相当する職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う主事若しくは技師の職務又はこ れらに相当する職務	31	14. 2	144, 100	247, 600

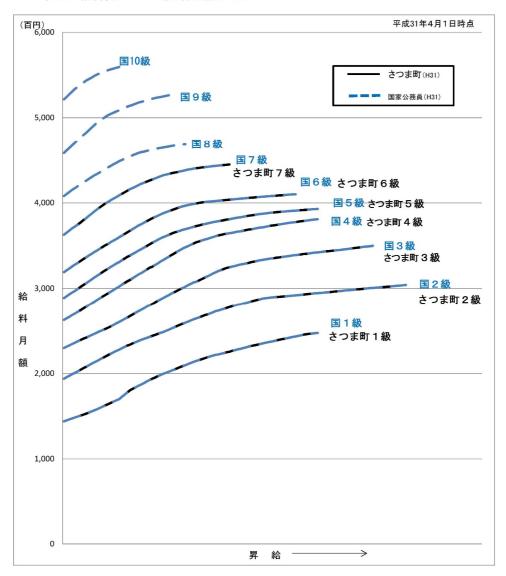
- (注) 1 さつま町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞ れ統合)

# (2) 国と給与表カーブ比較表(行政職(一)) (平成31年4月1日現在)

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



### 級別人員構成比

11/3X / J J J \ 5	マーサルスレ										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	ı
団体	14.2%	6.9%	12.4%	25.2%	31.2%	9.6%	0.5%				ı

# (3) 昇給への人事評価の活用状況(さつま町)

	平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理	!職員	一般職員		
イ	人事評価を実施した	(	)	0		
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	
	上位,標準,下位の区分	0		0	0	
	上位,標準の区分					
	標準, 下位の区分					
	標準の区分のみ (一律)		0			
口	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

# 4 職員の手当の状況

# (1) 期末手当·勤勉手当

さつま町	鹿児島県	国			
1人当たり平均支給額(平成30年度)	1人当たり平均支給額(平成30年度)				
1,558 千円	1,697 千円	_			
(平成29年度支給割合)	(平成30年度支給割合)	(平成30年度支給割合)			
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分			
( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	( 1.45 )月分 ( 0.90 )月分			
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
· 役職加算 5%, 10%	・ 役職加算 5~20%	<ul><li>・ 役職加算 5~20%</li></ul>			
	<ul><li>管理職加算 10%</li></ul>	<ul><li>管理職加算 10~25%</li></ul>			

<sup>(</sup>注) ( )内は,再任用職員に係る支給割合である。

#### ○勤勉手当への人事評価の活用状況(さつま町)

	令和元年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ	人事評価を実施した	(	)	0		
	活用している成績率	昇給可能 な成績率	昇給実績が ある成績率	昇給可能 な成績率	昇給実績が ある成績率	
	上位,標準,下位の成績率	0		0		
	上位,標準の成績率					
	標準, 下位の成績率					
	標準の成績率のみ (一律)		0		0	
П	人事評価を実施していない					
	活用予定時期					

# (2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

	さつき	ま町				玉			
(支給率)	自己都台	<u> </u>	応募認定	・定年	(支給率)	自己都領	<u>}</u>	応募認定	・定年
勤続20年	19.6695	月分	26.365500	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分
その他の加算措置	置 定年前早	早期退	職特例措置		その他の加算措置	定年前与	早期退	職特例措置	
	(退職手	当組合	特例制度によ	(る)		(割増	ឪ2%	~45%)	
(退職時特別昇給 制度なし )									
1人当たり平均支給額	21,342	千円	23, 056	千円					

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

# (3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

該当なし

# (4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度活	夬算)			781	千円
支給職員1人当たり平均	均支給年額(平成30年度決算)			11, 485	円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(平成30年度)		20.6	%	
手当の種類 (手当数)			6	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単	笛
徴税事務従事手当	主として徴税事務に従事する職員	_	150 千円	月額500円	
感染症防疫作業手当	左記業務に従事する職員	-	0 千円	作業に従事した日1日につ	き 500円
行旅病人及び行旅死亡人 取扱従事手当	左記業務に従事する職員	_	0 千円	作業に従事した日1日につき	1,000円
救急,火災出動手当	消防職員	_	596 千円	従事回数1回につき 150	円
潜水業務手当	消防職員	_	35 千円	従事回数1回につき 300	円
緊急消防応援隊出勤手当	消防職員	_	0 千円	作業に従事した日1日につき	3,000円

# (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	3	0	年	度	決	算	)	45, 763	千円
職員	1	人当	たり	平均	支給	年名	額(	3 0	年度	決算	草)	160	千円
支	給	実	績	(	2	9	年	度	決	算	)	48, 613	千円
職員	1	人当	たり	平均	支給	年初	額(	3 0	年度	決爭	草)	168	千円

# (6) その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成30年度)	į	支給職員1人当 平均支給年額 (平成30年度決	額
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 母子等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		44, 215	千円	245, 639	円
住居手当	借家・借間の場合 (家賃12,000円を超える場合),家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		19, 801	千円	208, 432	円
通勤手当	①交通機関等の利用者について, 片道2km以上であり55,000円を限度に支給 ②自動車等の利用者について, 片道2km以上であり15,800円を限度に支給	異	①同じ ②片道25km以上に ついては15,800円 を限度に支給	12, 106	千円	52, 635	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 1種:45,000円 2種:35,000円 3種:25,000 円	同		10, 590	千円	365, 172	円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は 緊急の必要等により、週休日・休日に勤務し た場合に支給 1種:6,000円 2種:5,000円 3種:3,000円	同		119	千円	14, 875	田

# 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

	区	£	}	給	料	月	額	等			
給						(参考) 類似団	体における最高	与/最低	額		
	町		長	788, 000	円	890,000	円/ 385	, 000	円		
料	副	町	長	622, 000	円	730,000	円/ 530	, 000	円		
報	議		長	316, 000	円	445, 000	円/ 271	, 000	円		
	副	議	長	260, 000	円	375, 000	円/ 217	, 000	円		
酬	議		員	236, 400	円	344, 000	円/ 202	, 000	円		
	町		長	(平成30年度支給	割合)						
₩a					3.35	月分					
期末手	副	町	長	(10%加	算措置あり	))					
手当	議		長	(平成30年度支給	割合)						
	副	議	長		3.35	月分					
	議		員	(10%加	(10%加算措置あり)						
18.				(算定方式)		(1期の手当	額)	(支給時	寺期)		
退職	町		長	788,000円×勤続年数×5	00/100	15, 760, 000	)円	任期籍	華		
手当	副	町	長	622,000円×勤続年数×2	80/100	6, 966, 400	)円	任期籍	<b>ij</b>		
	備		考								

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

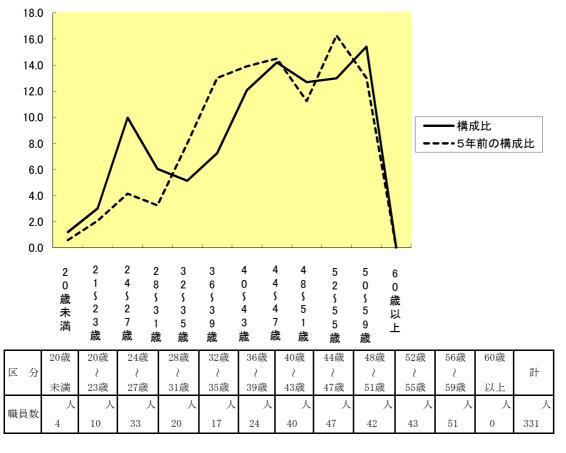
#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

$\sim$		区	職員	数	対前年	
分 部 門			平成30年	平成31年	増減数	主な増減理由
		議会	3	3	0	
		総務	64	66	2	情報政策部門強化,地域支援業務移管による増
		税務	22	22	0	
	_	農林水産	42	39	△ 3	本庁、支所業務体制見直し、退職に伴う減
	般	商工	8	7	△ 1	業務見直しによる減
<del></del>	行政	土木	15	17	2	土木技師拡充による増
普通会計	部	民 生	20	21	1	福祉部門業務増による増
会	門	衛生	19	19	0	
計 部 門		<del>11</del>	193	194	1	<参考>   人口1万当たり職員数 90.66 人   (類似団体の人口1万当たり職員数 60.61 人)
		教育部門	51	52	1	本庁、支所業務体制見直しによる増(国体関係)
		消防部門	48	48	0	
		小 計	292	294	2	<参考> 人口1万当たり職員数 137.40 人   (類似団体の人口1万当たり職員数 75.71 人)
会計		水 道	8	8	0	
公部公司		その他	30	29	△ 1	育休者の一時配置による減
<b>会公営企</b>		小 計	38	37	Δ 1	
	合	<del>=</del> +	330	331	1	<参考> 人口1万当たり職員数 154.69 人
(22-)		m = w = 4	[ 338 ]	[ 338 ]	[ 0 ]	

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

# (2)年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



<sup>2 [ ]</sup>内は,条例定数の合計である。

# (3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間 の増減数 (率)
一般行政	200	193	196	197	193	194	△ 6 ( △ 3.0 %)
教 育	60	57	57	56	51	52	△ 8 ( △ 13.3 %)
消防	42	42	45	46	48	48	6 ( 14.3 %)
普通会計計	302	292	298	299	292	294	△ 8 ( △ 2.6 %)
公営企業等会計計	37	32	32	33	38	37	0 ( 0.0 %)
総合計	339	324	330	332	330	331	△ 8 ( △ 2.4 %)

- 注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
  - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

# 7 公営企業職員の状況

#### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決領

/	1/\	<del>开</del>				
区	分	総費用	純損益又は実	職員給与費	総費用に占める	(参考)
			質収支		職員給与費比率	29年度の総費用に占
		A		В	B/A	める職員給与費比率
90 A	e ata	千円	千円	千円	%	%
30年	-	405, 301	5, 969	63, 398	15. 6	16. 0

区	分	職員数	給	ì		与	費	一人当たり	)
		A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費	B/A
00 / 5	r.	人		千円	千円	千円	千円		千円
30年月	芟	8	34,	700	2, 981	14, 291	51, 972	6, 497	

(参考)市町村平均 一人当たり給与費 6, 181

### ② 職員の基本給,平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
さつま町水道事業	45.6 歳	347, 187 円	506, 391 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514, 169 円

<sup>(</sup>注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

さつま町水道事業	さつま町(一般行政職)					
1人当たり平均支給額(平成30年度)	1人当たり平均支給額(平成30年度)					
1,786 千円	1,558 千円					
(平成30年度支給割合)	(平成30年度支給割合)					
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当					
2.60 月分 1.85 月分	2.60 月分 1.85 月分					
( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分	( 1.45 ) 月分 ( 0.90 ) 月分					
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)					
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階,職務の級等による加算措置					
· 役職加算 5%, 10%	<ul><li>・ 役職加算 5%, 10%</li></ul>					

<sup>(</sup>注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

<sup>(</sup>注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

#### イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

さ	つま町(フ	水道事	業)		8	うま町 (一	一般行	「政職)		
(支給率)	自己都台	À	応募認定	・定年	(支給率)	自己都合		応募認定	官・定年	Ë
勤続20年	19.6695	月分	26.365500	月分	勤続20年	19.6695	月分	26. 365500	月分	
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	
最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分	最高限度額	47.7090	月分	47.709	月分	
その他の加算措置	定年前5	早期退	職特例措置		その他の加算措置	定年前早	期退	職特例措置		
	(退職手	当組合	特例制度によ	(る)		(退職手当	当組合	特例制度によ	る)	
(退職時特別昇給	制度なし			)	(退職時特別昇給	制度なし			)	)
1人当たり平均支給額	i –	千円	_	千円	1人当たり平均支給額	21, 342	千円	23, 056	千円	

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

# ウ 時間外勤務手当

支	給	実	績	(	3	0	年	度	決	算	)	1,206 千円
職員	1 1 .	人当	たり	平均	支給	年額	(	3 0	年度	決算	Ĭ)	151 千円

# エ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実 (30年度		支給職員1人当 平均支給年額 (30年度決算	頁
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 母子等 6,500円 特定期間の加算 5,000円	同		1,084	千円	216, 800	円
住居手当	借家・借間の場合 (家賃 12,000円を超える場合),家賃 の額に応じて27,000円を限度に 支給	同		0	千円	0	円
通勤手当	①交通機関等の利用者について、片道2km以上であり55,000 円を限度に支給 ②自動車等の利用者について、 片道2km以上であり15,800円を 限度に支給	異	①同じ ②片道25km以上 については 15,800円を限度 に支給	256	千円	36, 571	円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に支給 1種:45,000円 2種:35,000円 3種:25,000円	同		420	千円	420, 000	円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給1種:6,000円 2種:5,000円3種:3,000円	同		15	千円	15, 000	円

# Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

# 1 職員の正規の勤務時間(標準的なもの)

1週間の	月月 4人(1土) 大(1	多マ吐却	<b>从</b> 拍吐眼		
勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間		
38 時間 45 分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から午後1時まで		

# 2 週休日及び休日

種別	意義
週休日	正規の勤務時間を割り振らない日をいいます。労働基準法第 35 条の
	休日にあたるものであり、毎週1回与えることが原則です。
休日	正規の勤務時間を割り振られているが、特に勤務を命ぜられる場合を
	除き、勤務することを要しない日をいいます。次のとおりです。
	① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
	② 12月29日から翌年の1月3日までの日(①に掲げる日を除く。)

# 3 休暇

# (1) 制度概要(平成30年4月1日現在)

種類	事項	期間
年次有給	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培	1年につき20日, ただし,
休暇	養を図ることを目的として、原則として職員の	新規採用職員及び再任用短
	請求する時季に与えられる年間一定数の休暇	時間勤務職員を除く。
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があ	療養のため勤務しないこと
	り、勤務しないことがやむを得ないと認めると	がやむを得ないと認められ
	きにおける休暇	る必要最小限度の期間
公民権行	職員が選挙権その他公民としての権利を行使す	必要と認められる期間
使等休暇	る場合で、勤務しないことがやむを得ないと認	
	められるときにおける休暇	
証人等休	職員が証人、鑑定人、裁判員、参考人等として	必要と認められる期間
暇	国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公	
	共署へ出頭する場合で, 勤務しないことがやむ	
	を得ないと認められるときにおける休暇	
骨髄提供	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹	必要と認められる期間
等のため	細胞移植のための抹消血幹細胞の提供希望者と	
の休暇	してその登録を実施する者に対して登録の申出	
	を行い, 又は配偶者, 父母, 子及び兄弟姉妹以	
	外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢	
	血幹細胞移植を提供する場合で、当該申出又は	
	提供に伴い必要な検査,入院等のため勤務しな	
	いことがやむを得ないと認められるときにおけ	

	る休暇	
ボランテ	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に	1年につき、5日の範囲内
ィア休暇	貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが	の期間
	相当であると認められるときにおける休暇	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の	結婚の日の5日前の日から
	結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務	当該結婚の日後1月を経過
	しないことが相当であると認められるときにお	する日までにおける連続す
	ける休暇	る5日の範囲内の期間
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産	出産の日までの申し出た期
	する予定である女性職員が申し出た場合におけ	間
	る休暇	
産後休暇	女性職員が出産した場合における休暇	出産の日の翌日から8週間
		を経過する日までの期間
母子保健	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子健	必要と認められる期間
健診休暇	康法の規定に基づく保健指導等を受けるための	
	休暇	
妊婦休息	妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持に	必要と認められる期間
時間	影響があるとして適宜休息し、又は捕食しよう	
	とする場合における休暇	
妊婦通勤	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の	正規の勤務時間等の始め又
時間	混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響が	は終わりにおいて必要と認
	あると認められる場合における休暇	められる期間
保育時間	生後1年に達しない子を育てる職員がその子の	1日2回, 1回30分
	保育のために必要と認められる授乳等を行う場	
	合における休暇	
出産支援	男性職員がその妻の出産に伴い勤務しないこと	出産に係る入院等の日から
休暇	が相当であると認められる場合における休暇	当該出産の日後2週間を経
		過する日までにおける2日
		の範囲内の期間
育児参加	職員の妻が出産する場合であってその出産予定	当該期間内における5日の
のための	日から6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前の	範囲内の期間
休暇	日から当該出産の日後8週間を経過するまでの	
	期間にある場合において、当該出産に係る子又	
	は小学校就学の始期に達するまでの子を養育す	
	る職員が、これらの子の養育のため勤務しない	
	ことが相当であると認められる場合における休	
	暇	
子の看護	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する	1年につき、5日(2人以
のための	職員がその子の看護のため勤務しないことが相	上の場合は10日)の範囲内
休暇	当であると認められる場合における休暇	の期間

要介護者	要介護者の世話を行う職員が、当該世話を行う	1年につき、5日(2人以
の世話の	ため勤務しないことが相当であると認められる	上の場合は10日)の範囲内
ための休	場合における休暇	の期間
暇	WE LEAST OFFICE	*> >>11141
生理休暇	   生理日の勤務が著しく困難な女性職員が請求し	2日を超えない範囲内で必
	た場合における休暇	要と認められる期間
葬儀等休	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服	親族の種類に応じて定めら
暇	喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行	れた日数の範囲内の期間
	事等のため勤務しないことが相当であると認め	4 - 1 - 1 - 2 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7
	られるときにおける休暇	
父母の追	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤	 1日の範囲内の期間
悼	務しないことが相当であると認められる場合に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	おける休暇	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康	7月から9月までの期間内
	の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務	   における, 週休日, 休日及
	しないことが適当であると認められる場合にお	   び代休日を除いて原則とし
	ける休暇	て連続する3日の範囲内の
		期間
災害休暇	職員の現住居が地震,水害,火災その他の災害	原則として連続する7日の
(現住居	により滅失し、又は損壊した場合で、職員が当	範囲内の期間
の滅失等)	該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相	
	当であると認められるときにおける休暇	
災害休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の	必要と認められる期間
(交通機	事故等により出勤することが著しく困難である	
関等の事	と認められる場合における休暇	
故)		
災害休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の	必要と認められる期間
(退勤途	事故等に際して、職員が退勤途上における身体	
上におけ	の危険を回避するため勤務しないことがやむを	
る危険回	得ないと認められる場合における休暇	
避)		
勤務条件	地方公務員法第 46 条の規定による勤務条件に	必要と認められる期間
に関する	関する措置の要求をし、又はその審査へ出頭す	
措置要求	る場合における休暇	
等の休暇		
不利益処	地方公務員法第 49 条の2の規定による不利益	必要と認められる期間
分に関す	処分に関する不服申立てをし、又はその審査へ	
る不服申	出頭する場合	
立て等の		
休暇		

介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他	介護を必要とする一の継続
	規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により	する状態ごとに,連続する
	日常生活を営むことに支障があるものの介護を	6月の期間内において必要
	するため、勤務しないことが相当であると認め	と認められる期間
	られる場合における休暇	
組合休暇	職員が任命権者の許可を得て登録された職員団	1年につき,30日を超えな
	体の業務又は活動に従事する場合に限り与えら	い範囲内の期間
	れる休暇	

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成30年1月~平成30年12月)

平均取得日数	取得率		
10.8日	27.6%		

(3) 介護休暇の取得状況

平成30年中の取得者はありませんでした。

#### 4 休業の状況

- (1) 育児休業及び部分休業は、子を養育する職員が勤務をしながら育児を行うことを容易にし、職業生活と家庭生活の調和を図ることで職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度です。
- (2) 育児休業とは、生後3歳に満たない子を養育する職員が、当該子が3歳に達する日までの期間を限度として、育児のために休業することができる制度です。育児休業期間中、給与は無給です。
- (3) 部分休業は、小学校就学前の子を養育する職員が、主として託児しながら勤務する場合において、正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間(育児時間を含む)を超えない範囲内で、30分を単位として勤務しないことが認められている制度です。

平成30年度の新規取得者数				前年度からの継続取得者数		
種別	男	女	計	男	女	計
育児休業	0人	1人	1人	0人	2人	2人
部分休業	0人	0人	0人	0人	0人	0人

#### IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

#### 1 職員の分限処分の状況

- (1) 分限とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合、又は、予算・定数・職制に比べて職員数が過大になった場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その目的とするところは、公務能率の維持と向上を図ることにあります。
- (2) 地方公務員法は、分限によって不利益な処分を受ける場合を限定し、かつ、その公正な取り扱いを定めることにより、職員の身分を保障しています。

#### ア 分限処分者数

	降任	免職	休職	降給	計
勤務成績が良くない場合	_	_	_	_	_
心身の故障の場合	_	_	_	_	_
職に必要な適格性を欠く場合	_	_	_	_	_
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、					
過員を生じた場合					_
刑事事件に関し起訴された場合	_	_			
計	_	_	_	_	_

※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において,分限処分に付された者の数であり、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を 重複して計上しています。

#### 2 職員の懲戒処分の状況

- (1) 懲戒とは、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合になされる処分であり、職員の道義的責任を問うことにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。
- (2) 地方公務員法は、懲戒によって不利益な処分を受ける場合を限定しています。その事由は地方公務員法で定められているものに限られますが、これは、職員の責任を問い、重大な不利益をもたらすものであることによります。

#### ア 懲戒処分者数 (平成30年度)

	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
法令に違反した場合	_	_	_	_	_	_
職務上の義務に違反し又は職務を怠っ						
た場合	_	_		_	_	_
全体の奉仕者たるにふさわしくない非						
行のあった場合	_	_		_	_	_
計	_	_	_	_	_	_

# イ 事由別,種類別処分数(平成30年度)

	戒告	減給	停職	免職	計	訓告等
一般服務関係(欠勤,勤務態度不良等)	_	_	_	_	_	_
通常業務処理関係(業務処理不適正,						
報告怠慢等)		_	_		_	_
公金官物取扱関係(紛失,不正取扱等)	_	_	_		_	_
横領等関係	_	_	_	_	_	_
収賄・供応等関係	_	_	_		_	_
交通事故・交通法規違反関係	_	_	_	_	_	1 4
公務外非行関係	_	_	_	_	_	_
違法な職員団体活動関係	_	_	_		_	_
監督責任関係	_	_	_	_	_	2
計	_	_	_	_	_	1 6

19

#### V 職員の服務の状況

#### 1 服務の根本基準

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。これは、憲法第15条第2項が「すべての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しているところを受けたものです。これを実現するための地方公務員法上の義務は、次のとおりです。

区分	内容
法令及び上司の命令に	職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従い、
従う義務	かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
職務に専念する義務	〈下記2〉
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉と
	なるような行為をしてはならないとされています。
秘密を守る義務	職員は、在職中であると退職後であるとを問わず、職務上知り
	得た秘密を漏らしてはなりません。
政治的行為の制限	職員は、特定の政治的行為について、これを行うことを禁止さ
	れています。
争議行為等の禁止	職員は、使用者たる住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議
	行為をすること、また、地方公共団体の機関の活動能率を低下
	させる怠業的行為をすることを禁止されています。
営利企業等の従事制限	〈下記3〉

#### 2 職免の状況

地方公務員法第35条において、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、 その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団 体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定しています。本町に おける「特別の定」は、「さつま町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「さ つま町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則」であり、この規定の範囲 内で職務専念義務を免除することができることとしています。

#### 3 職員の営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないとこととされています。 営利企業等従事の許可に当たっては、①職員の占める職と営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生の恐れがある場合、②職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障を生ずる場合、③その他営利企業等に従事することにより、地方公務員法の精神に反する結果を生ずる場合には許可しないこととされています。

#### VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

# 1 研修の状況

# ◎ 実施研修の状況

任命権者は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされています。また、多様化する行政需要に対応し、事務の執行能率を高めるため、人材を計画的・組織的に育成・確保していくことが重要な課題であり、職員一人ひとりの能力開発と意識改革が必要されております。

おります。 このような状況の中で、平成30年度においては、下表のとおり、職場外研修、職場内研修等について実施し、職員の育成に努めてきたところである。

種別	区分	研 修 名	実施時期	期間	人数
	_	新規採用職員研修(前期)	4月	3 日	9人
		新任課長級研修	5月	2 日	4人
		新任課長補佐級研修	5月~6月	2 日	9人
	般	一般職員基礎研修	6月	3 日	7人
	研	新任係長級研修	7月	2 日	8人
		一般職員研修	8月~9月	2 日	3人
自治	修	新規採用職員研修(後期)	10月	4 日	9人
研研		主査研修	11月	2 日	5人
修		政策形成能力向上	7月	2 日	1人
セン		折衝・交渉能力向上	8月	2 目	1人
タ		行政法	9月	2 日	1人
	特 別	クレーム対応	9月	2 日	1人
委託		事業のスクラップ	10月	1 日	2人
研研	研修	職員のための実用文章講座	12月	2 日	4人
修	1125	見てわかる図解表現	12月	2 日	1人
		地域づくり新戦略	1月	2 日	1人
		ニュー・パブリック・マネジメント	1月	1 日	1人
		モチベーションマネジメント	1月	1 日	1人
	支援	人権啓発研修会	10月	2 時間	213人
	事業				
				延べ参加人数	281人

種別	研 修 名	実施時期	期間	人数	
	町新規採用職員研修(財務会計入力等説明)	4月	3 日	8人	
	道の駅つるた 鶴の里あるじゃリニューアルイベント	4月	4日	1人	
	事務事業評価等研修会 (監査指摘事項の説明)	5月	1 時間日	197人	
	滞納処分できない自治体債権(公金)の滞納整理講座	6月	2	1人	
	ドローン研修会	6月	半日	58人	
	新規採用職員研修(せり市視察)	6月	2時間日	9人	
	契約事務等研修会 (財務会計入力等説明)	6月	2時間日	58人	
	地方公営企業法の適用に向けた実務	7月	3 日	1人	
	公立学校施設長寿命化に関する研修	7月	1 日	1人	
	アナウンス研修	7月	2時間日	17人	
	薩摩中央家畜市場子牛購買者誘致対策	7月	3 日	1人	
	公営住宅の管理・滞納家賃回収・不当行為等への対応 講座	7月	2 目	1人	
町	包括業務委託に関する行政視察	7月	1 日	8人	
独	民間事業を活用した子育て支援施策に対する意見交換	7月	1 日	1人	
75	マイナンバーカード利活用等に係る行政視察	7月	1 日	2人	
自	ホームページ操作研修	8月	1.5時間日	40人	
研	A I 基礎研修	8月	2時間日	30人	
14/1	文教経済常任委員会所管事務調査	8月	3 日	2人	
修	徴収事務(滞納整理)実践講座	8月	3 日	1人	
等	九州地方整備局管内研修「まちづくり」	9月	3 日	1人	
7	新規採用職員研修	10月	1日	2人	
	e LTAX研修会	10月	1 日	1人	
	総務厚生常任委員会所管事務調査	10月・11月	3 日	1人	
	個人情報取扱事務システム等研修会	11月	1.5時間	47人	
	タイムマネジメント研修	11月	3 時間	50人	
	会計事務等研修会	11月	1 時間日	86人	
	土木技術職員維持管理研修(橋梁課程)	1月	2	1人	
	北薩地区の振興に関する研究会	2月	1 日	4人	
	認定調査員能力向上研修会	3月	2 日	2人	
	人権同和問題県民のつどい	2月	1日	26人	
	広報委員研修会	2月	半日	21人	
	※後期高齢者医療広域連合派遣研修			1人	
			延べ参加人数	680人	
	パソコン研修 (word・Excel基礎)	5月	1 日	1人	
町	パソコン研修(Excel関数)	6月	1日	1人	
町村会研	パソコン研修(Access基礎)	6月・7月	1 日	3人	
	パソコン研修(GIMP(画像編集・加工ソフト))	7月・10月	1 日	5人	
修	法制執務研修 (応用コース)	5月	1 日	20人	
	延べ参加人数				
その	自主研修(パワーアップ 16件 グループ 1件)			31人	
の 他 延べ参加人数					
延べ研修参加人数合計					

#### 2 職員の勤務成績の評定の状況

任命権者は、公務能率を増進させるため、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、 その評定結果に応じた措置を講じることとされています。 町では、新たな人事評価制度(施行実施を踏まえ)を導入し、その結果を適材適所の人員配置等に 活用していきます。

## WII 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### 1 厚生制度の状況

# (1) 職員互助団体の運営状況

さつま町では、職員の相互共済及び福利厚生等を図るために職員互助会を組織し、福利厚 生、医療等に関する給付等の事業を行いました。

(単位:千円)

区分	団体の名称	事業費	財源内訳		
<b>卢</b> 万			職員掛金	補助金	その他
さつま町	つま町  さつま町職員共済会	7, 337	2, 777	0	4, 560
C > 20, 1			(37.8%)	(0%)	(62.2%)

<sup>※</sup> 平成30年度決算による。

# (2) 厚生事業の実施状況

町では職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、下表に掲げる取組みを実施しております。

区分	内容・実施状況		
職員の安全衛生管理	職場における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成の		
	ため、各種施策を実施した。		
	・ 職場における庁舎内禁煙の実施		
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう、各種施策を実施		
	した。		
	・ 結核健診の実施		
	・ 健康診断の実施		
その他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。		
	<ul><li>町職員共済会等が実施する健康管理事業への助成</li></ul>		

<sup>※</sup> 平成30年度における厚生事業の実施状況である。

#### 2 公務災害認定の状況

職員が公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方 公務員災害補償制度によって治療費等が補償されることになっています。

区分		事由	平成 30 年度認定件数	
	負傷	自己の職務遂行中	2	
<b>小效</b> 巛生		その他	0	
公務災害	疾病	公務上の負傷に起因する疾病	0	
		その他	0	
通勤災害			0	

<sup>※</sup> 平成30年度中の公務災害及び通勤災害の認定状況である。

# 公平委員会の事務の委託を受けた県人事委員会の業務状況

#### I 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度とは、職員が給与、勤務時間その他の勤務条件について、適切な措置が執られるべきことを本町が事務委託をしている鹿児島県人事委員会に対して要求する制度です。鹿児島県人事委員会が審査した結果、要求を容認すべきものと認めるときは、人事委員会の権限に属する事項については実行し、その他の事項についてはその権限の有する本町に対して、これを実行させるために必要な措置を勧告します。

#### ◎ 処理状況

係属事案はなく、平成30年度に新たな措置要求はなかった。

#### Ⅱ 不利益処分に関する不服申立ての状況

任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員は、本町が事務委託をしている鹿児島県人事委員会に不服申立てをすることができます。鹿児島県人事委員会がその処分を審査して、適法かつ妥当であれば承認しますが、もし違法又は不当であれば処分の取消し又は修正をし、必要があればその職員が被った不当な取扱いを是正する措置を指示します。

#### ◎ 処置状況

係属事案はなく、平成30年度に新たな措置要求はなかった。